

主な地域子ども・子育て支援事業			令和 7 年度	令和11年度	
養育支援 訪問事業	支援が必要な家庭や妊婦に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言を、保健師・助産師・保育士・心理士等が訪問して行う事業	量の見込み	37人	37人	
		確保方策	37人	37人	
子育て世帯訪問 支援事業	居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴及び家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業	量の見込み	96人日	92人日	
		確保方策	96人日	92人日	
児童育成 支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等の居場所を開設して多様なサポートを行うとともに、児童と家庭が抱える課題に応じて包括的な支援を提供し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業	量の見込み	－	10人	
		確保方策	－	1 か所	
親子関係 形成支援事業	講義やグループワーク等による児童の心身の発達状況等に応じた情報提供、相談・助言の実施、保護者同士が悩みや不安を相談・共有、情報交換できる場を設け、親子間の適切な関係性の構築を図る事業	量の見込み	15人	15人	
		確保方策	15人	15人	
妊婦等包括相談 支援事業	妊婦等に寄り添いながら心身の状況や置かれている環境等の把握を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、必要な支援を包括的に行う事業	量の見込み	445回	425回	
		確保方策	445回	425回	
乳児等通園 支援事業 (こども誰でも 通園制度)	0 歳 6 か月から満 3 歳未満の教育・保育給付を受けていない児童を対象に、月一定時間までの枠の中で、時間単位で定期的に通園できる事業	0 歳	量の見込み	1 人日	9 人日
			確保方策	1 人日	9 人日
		1 歳	量の見込み	1 人日	12人日
			確保方策	1 人日	12人日
		2 歳	量の見込み	1 人日	11人日
			確保方策	1 人日	11人日
産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業	宿泊 (ショートステイ)型	量の見込み	3 人日	3 人日
			確保方策	3 人日	3 人日
		通所 (デイサービス)型	量の見込み	1 人日	1 人日
			確保方策	1 人日	1 人日
		居宅訪問 (アウトリーチ)型	量の見込み	4 人日	4 人日
			確保方策	4 人日	4 人日

※地域子育て支援拠点事業は月間、その他の事業は年間のニーズ量と確保方策
※乳児等通園支援事業は令和 8 年度以降、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定
※「人日」とは、1 人が 1 日利用した場合の量を「1」とする単位

計画の推進体制および進捗管理

本計画を着実に推進していくために、PDCA サイクルの考え方にに基づき計画の具体的な取組の進捗状況について「太子町子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行い、必要に応じて確保方策等の改善・調整等を行います。

第3期 太子町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日：令和 7 年 3 月 発行：大阪府太子町
〒583－8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 TEL：0721－98－0300（代表）



令和 7 年 3 月
大阪府太子町



計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下とそれに伴う少子化の急速な進行、生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化、核家族化や共働き世帯の増加等、家族や地域、就労等の子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、自殺対策等、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

国においては、平成27年から「子ども・子育て支援新制度」を本格的に開始しました。その後、令和5年12月22日には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々なこども施策を推進していくこととされています。

太子町では、今回第2期計画の計画期間が終了することから、引き続き『和』の心を大切に子どもと子育てにやさしいまち 太子」を基本理念として掲げ、地域の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ協働し、子どもや子育て家庭に妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、子どものより良い育ちや保護者としての成長を実現していけるよう、本町の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として「第3期太子町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も持ち合わせた計画です。また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」としての内容も含まれます。

なお、本計画はこども基本法及びこども大綱の考え方も踏まえた計画です。

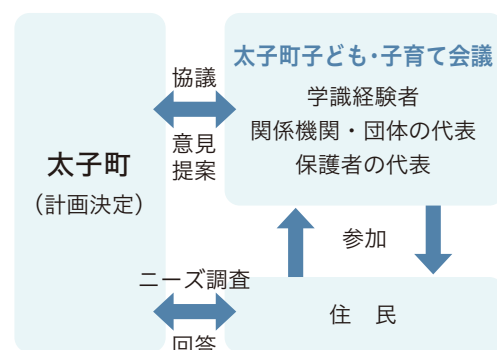
3 計画期間

本計画は5年を1期とし、令和7年度から令和11年度を計画期間として策定します。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

本計画の「策定にあたっては、子育て中の保護者のニーズを把握するために児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施し、子育て支援に関する住民、学識経験者、関係機関から構成する「太子町こども・子育て会議」において協議を行い計画案に対するパブリックコメントを実施し策定しています。

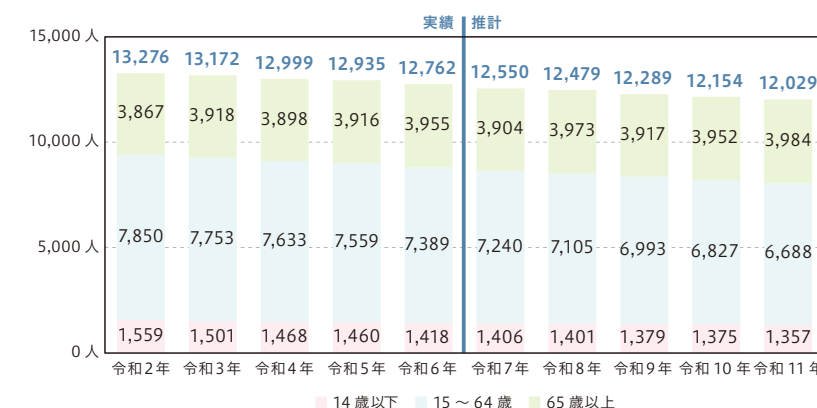
※「子ども」と「こども」、「子供」の表記については「子ども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文等の関連する文章、団体名等の固有名称等については、元の表記を使用しています



子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口の推移

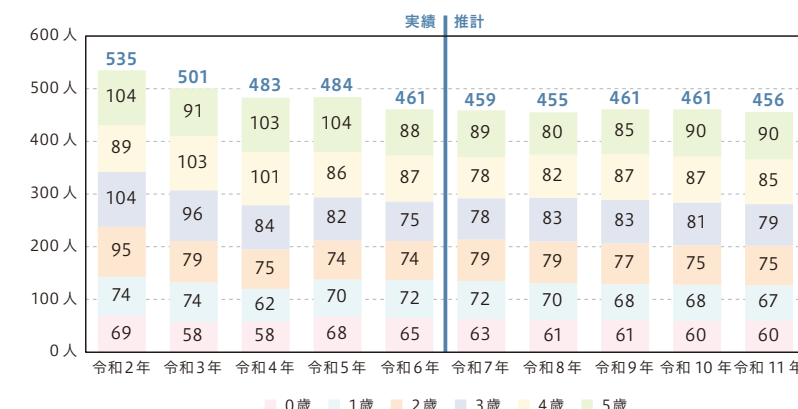
総人口の推移をみると、ゆるやかな減少傾向となっており、今後も減少し続けていくことが見込まれています。令和6年は総人口が12,762人となっており、令和11年には12,029人と予想されています。



※令和6年までは住民基本台帳（各年4月1日時点）より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

2 子どもの人口の推移

0～5歳の人口の推移をみると、令和2年から令和4年にかけては減少していましたが、令和4年以降は横ばいに近い推移となっており、令和7年以降もおおむね横ばいの推移を見込んでいます。



※令和6年までは住民基本台帳（各年4月1日時点）より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

計画の基本理念

『和』の心を大切に子どもと子育てに やさしいまち 太子

基本理念実現に向けた施策の方向性

- 保育所・認定こども園・幼稚園等を中心としてインクルーシブな子どもの保育・教育環境を提供します
- 保護者が子育ての責任を果たしつつ、ライフスタイルに応じ選択することができる子育て支援施策を提供します
- こども家庭センターを中心に地域で育み支えるこどもまんなか施策を提供します

基本的な視点

こどもまんなかに
全ての子どもの「個」を育てます
子育て家庭の「和」を守ります
地域の子育て支援の「和」をひろげます

基本目標

次世代育成支援の展開

基本目標 1 子どもが健やかに、心豊かに育つための支援

施策の方向 (1) 子どもの健やかな成長支援	こども家庭センター(子育て世代包括支援センター)、特定不妊治療費の助成事業、すくすく相談、乳児家庭全戸訪問事業、多子世帯等保育料補助事業 等
施策の方向 (2) 子どもの個性と創造性を育む環境整備	おはなしひろば、特色ある学校づくり推進事業、教職員人権研修の充実、青少年指導員会 等
施策の方向 (3) 子育てと仕事の両立支援	延長保育事業、一時預かり事業 (幼稚園型)、放課後児童会、病児・病後児保育 等

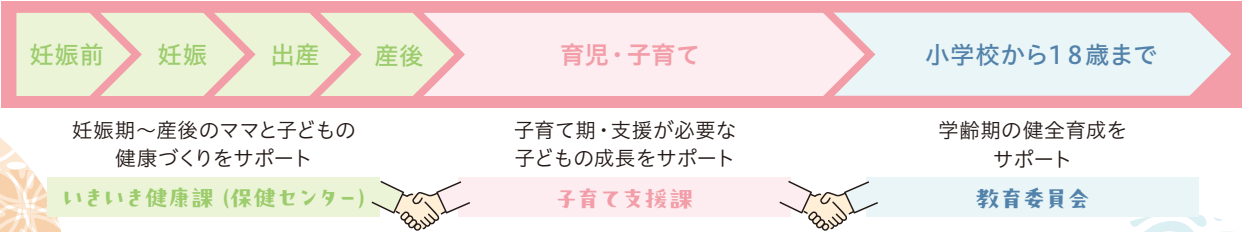
基本目標 2 地域全体での子育て支援の推進

施策の方向 (1) 子育て支援のネットワークづくり	プレママ・パパ教室、赤ちゃん会ばらす、子育て支援地域ネットワーク会議 等
施策の方向 (2) 地域の子育て相談・支援体制の推進	おひさま広場、すこやかホール開放、地域子育て支援センター事業ひなたぼっこ、子育てボランティアの活動 等
施策の方向 (3) 子どもの安全の確保	子どもの見守り活動、交通安全講習会、防犯教室 等

基本目標 3 すべての子どもが尊重されるまちづくりの推進

施策の方向 (1) ひとり親家庭への自立支援の推進	ひとり親家庭に対する相談体制の充実、ひとり親家庭医療費助成制度 等
施策の方向 (2) 障がいのある子どもの施策の充実	障がい児保育事業、重度障がい者医療費助成制度、ポニー教室、発達障がい巡回相談事業、個別支援プログラム、サポートブックの配布 等
施策の方向 (3) 子どもの人権と権利擁護の推進	学習支援、就学援助、児童生徒支援・教育相談事業、スクールソーシャルワーカー活用事業 等
施策の方向 (4) 子どもへの虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会、ファーストベビー講座、子育て世帯訪問支援事業 等

妊娠期から思春期まで 切れ目なく応援します



こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する基本的な考え方

こどもの貧困の解消に向けた具体的な取組

教育の支援	就学相談・教育相談、就学援助、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業
生活の安定に資するための支援	こども家庭センター (子育て世代包括支援センター)、幼稚園・保育所・小学校の連携、子どもの見守り活動、居場所づくり 等
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	あらゆる職場における男女平等に向けた条件整備、多様な就業形態における条件整備、ワーク・ライフ・バランスの推進 等
経済的支援	多子世帯等保育料補助事業、副食費補助事業、入学祝品贈呈事業、妊婦のための支援給付交付金事業、子ども医療費助成制度 等

教育・保育等の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

本町では、利用者が居住地域に関わらず子育て支援サービスの選択ができる等の利便性を考慮し、町全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

全町で1区域

2 認定区分について

子ども・子育て支援事業計画では、子どもの年齢と保育の必要性に基づいた「教育・保育給付認定区分」と、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う「施設等利用給付認定区分」が設定されています。内容は以下の通りです。

■ 教育・保育給付認定区分

認定区分		対象	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■ 施設等利用給付認定区分

認定区分	対象	利用先
新 1 号認定	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、新 2 号認定・新 3 号認定対象以外の子ども	新制度に移行していない私立幼稚園 特別支援学校等
新 2 号認定	満 3 歳に達する日以後最初の 4 月 1 日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望する子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満 3 歳入園児は新 3 号認定、年少児からは新 2 号認定）
新 3 号認定	満 3 歳に達する日以後最初の 3 月31日までの間にある子どもであって、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望し、かつ、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯である子ども	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2 歳児までは新 3 号認定、3 歳児からは新 2 号認定）

3 幼児教育・保育の無償化

本町の独自の子育て施策として、第 1 子目の年齢や世帯の所得に関係なく、保育所、認定こども園に通う 0 歳～ 2 歳児の第 2 子以降の保育料を全額補助し、保育料の実質無償化を拡充しましたが、今後も保護者の負担軽減に向けた取り組みに努めます。

4 量の見込みと確保方策

教育・保育事業			令和7年度	令和11年度	利用先
1 号認定・ 2 号認定（教育希望）		量の見込み	141人	147人	幼稚園 認定こども園
		確保方策	141人	149人	
2 号認定		量の見込み	88人	91人	保育所 認定こども園
		確保方策	88人	91人	
3 号認定	0 歳	量の見込み	11人	10人	保育所 認定こども園 地域型保育
		確保方策	11人	10人	
	1 歳	量の見込み	36人	33人	
		確保方策	36人	33人	
	2 歳	量の見込み	48人	46人	
		確保方策	48人	46人	



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

主な地域子ども・子育て支援事業				令和 7 年度	令和11年度
利用者 支援事業	地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	こども家庭 センター型	量の見込み	1 か所	1 か所
			確保方策	1 か所	1 か所
		妊婦等包括相談 支援事業型	量の見込み	1 か所	1 か所
			確保方策	1 か所	1 か所
		基本型 （地域子育て 相談機関等）	量の見込み	0 か所	1 か所
			確保方策	0 か所	2 か所
時間外保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業		量の見込み	110人	109人
			確保方策	140人 3 か所	140人 3 か所
放課後児童 健全育成事業	保護者が就業等により昼間家庭にいない児童に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業		量の見込み	158人	141人
			確保方策	170人 2 か所	170人 2 か所
子育て 短期支援 事業	保護者の疾病や仕事、子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童に、児童養護施設等にて一定期間養育やその支援を行う事業	ショート ステイ	量の見込み	120人日	140人日
			確保方策	120人日 1か所(町内) 6か所(町外)	140人日 1か所(町内) 6か所(町外)
		トワイライト ステイ	量の見込み	1 人日	1 人日
			確保方策	1 人日 1か所(町内) 6か所(町外)	1 人日 1か所(町内) 6か所(町外)
			量の見込み	1 人日	1 人日
			確保方策	1 人日 1か所(町内) 6か所(町外)	1 人日 1か所(町内) 6か所(町外)
地域子育て支援 拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業		量の見込み	303人回	286人回
			確保方策	2 か所	2 か所
一時預かり事業	通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、家庭での保育が一時的に困難になった場合等に、保護者の申し込みに応じて実施する事業		量の見込み	12,056人日	12,498人日
			確保方策	12,056人日 2 か所	12,498人日 3 か所
病児・病後児 保育事業	病気や病気回復期の児童を対象として、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、病院や保育施設等に付設された専用スペース等で一時的に保育を実施する事業	病児・病後児 対応型	量の見込み	100人日	100人日
			確保方策	100人日 1 か所	100人日 1 か所
		体調不良児 対応型	量の見込み	135人日	134人日
			確保方策	135人日 1 か所	134人日 1 か所
妊産婦及び乳幼児 健康診査事業	妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業		量の見込み	89人	85人
			確保方策	89人	85人
乳児家庭 全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握等を行い、子育てに関する情報提供や適切なサービスの提供に結びつける事業		量の見込み	63人	60人
			確保方策	63人	60人